

# 戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業実施要綱

平成23年4月1日付け22農振第2244号

各 地 方 農 政 局 長  
内 閣 府 沖 縄 総 合 事 務 局 長  
北 海 道 知 事

宛て

農林水産事務次官

## 第1 目的及び趣旨

我が国の食料自給率向上・農業の多面的機能の発揮のため、平成23年度から農業者戸別所得補償制度の本格実施、また、これを支える農業農村整備事業の抜本的見直しを行うこととしている。

しかしながら、依然として排水不良田が多く、麦・大豆等の生産拡大の支障となっていること、施設の老朽化により、新規需要米の作付など水田の有効利用に必要な用水確保が困難となっていること、畑については土壌の流出や地力低下により生産力の維持が困難となっていること等の問題が顕在化している。

このことから、農業者戸別所得補償制度の推進や畑作農家の所得向上のため、緊急的に、排水不良の解消、部分的な施設の改修・整備、農地の保全に取り組み、戦略作物等の生産拡大の支障を取り除くために必要な条件整備を実施するものである。

## 第2 事業内容

本事業は、戦略作物や地域の主要な作物の作付計画が策定されている地域において、農業者戸別所得補償制度の推進や畑作農家の所得向上のために必要であって、別表に掲げる工種のいずれかに該当するものとする。

## 第3 事業実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、市町村及び農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定める農業者が組織する団体（以下「農業者団体」という。）とする。

## 第4 事業の申請及び採択等

1 本事業を実施しようとする者は、関係機関団体の協力のもと、農村振興局長が別に定める様式により、次に掲げる事項を定めた整備計画を地区ごとに作成するものとする。

- (1) 戦略作物又は地域の主要な作物の作付計画の概要
- (2) 基盤整備の概要
- (3) 要する費用の内訳

2 本事業を実施しようとする者は、平成23年8月末日までに、事業採択申請書、農村振興局長が別に定める書面（事業実施主体が農業者団体である場合に限る。）及び1により作成された整備計画を地方農政局長等（北海道にあつては農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府

沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては地方農政局長をいう。以下同じ。)に提出するものとする。

- 3 地方農政局長等は、2の申請を審査の上、予算の範囲内において本事業を実施させることが適当であると認めるときは、事業の採択を決定し、農村振興局長が別に定める様式により、申請者に事業採択通知書を交付するものとする。
- 4 本事業を実施しようとする者は、2の申請を行った場合又は3の交付を受けた場合、その計画に係る関係機関団体にその旨を周知するものとする。

#### 第5 事業の実施

事業実施主体は、本事業を実施するに当たり、関係機関団体の協力のもと、必要に応じ、事業実施地区に係る農業者に対する支援等を行うものとする。

#### 第6 助成

国は、本事業に関連して必要となる経費について、農村振興局長が別に定めるところにより、予算の範囲内において、事業実施主体に助成するものとする。

#### 第7 その他

本事業の実施に当たっては、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによるものとする。

別表（第2関係）

事業種類	事業内容
1 農業用排水施設	農業用排水（防除用水等を含む。）施設の新設、廃止又は変更
2 暗渠排水	暗渠の新設又は変更
3 土層改良	客土、混層耕、除礫、心土破碎及び土壌改良
4 区画整理	農用地の区画形質の変更
5 農用地の保全	1～4以外の農用地の改良又は保全のために必要な事業

# 戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業実施要領

平成23年4月1日付け22農振第2245号

各 地 方 農 政 局 長  
内 閣 府 沖 縄 総 合 事 務 局 長  
北 海 道 知 事

宛て

農林水産省農村振興局長

## 第1 趣旨

本事業は、戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農振第2244号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この実施要領の定めるところにより実施するものとする。

## 第2 事業内容

- 1 要綱第2の「戦略作物」とは、農業者戸別所得補償制度の対象作物である米（米粉用米、飼料用米、稲発酵粗飼料用稲、加工用米を含む。）、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね、飼料作物に、さとうきび及びでん粉原料用かんしょを加えたものとする。
- 2 要綱第2の「地域の主要な作物の作付け計画」とは、市町村により策定された農業振興計画又は地方農政局長等（北海道にあつては農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては地方農政局長をいう。）が妥当と認める地域農業の振興のための計画とし、「地域の主要な作物」とは、当該計画に地域の主要な作物として記載されている作物とする。

## 第3 事業実施主体

要綱第3の「農林水産省農村振興局長が別に定める農業者が組織する団体」（以下「農業者団体」という。）とは、以下のいずれかに該当するものとする。

- 1 本事業を実施する地区を含む地域にある、農業者が組織する団体であつて、農業者戸別所得補償制度推進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7135号農林水産事務次官依命通知。以下「所得補償要綱」という。）の第2の2の(2)の「地域農業再生協議会」（以下「再生協」とする。）の構成員である又は構成員となることが確実と認められる団体。
- 2 本事業を実施する地区を含む地域にある、(1)から(3)に掲げる協議会のいずれかであり、再生協（再生協が要綱第4の2の採択申請以降に設置される場合にあつては、所得補償要綱の別記様式第1号の「再生協議会への移行計画」の1の①に記載された団体。第4の3の(3)のウにおいて同じ。）と一体的な活動を行うことが確実である協議会の構成員である団体。  
(1) 地域水田農業推進協議会（戸別所得補償制度導入推進事業実施要綱（平成22年4月1日

付け21政第191号農林水産事務次官依命通知)別紙の第2の地域水田農業推進協議会)

- (2) 地域担い手育成総合支援協議会(担い手育成総合支援協議会設置要領(平成17年4月1日付け16経営第8837号農林水産省経営局長通知)第1の3の地域担い手育成総合支援協議会)
- (3) 地域耕作放棄地対策協議会(耕作放棄地協議会設置要領(平成21年4月1日付け20農振第2208農林水産省農村振興局長通知)第1の地域耕作放棄地対策協議会)

#### 第4 事業の申請及び採択等

- 1 要綱第4の1の「関係機関団体」とは、事業実施地区に係る都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、主要な農業者等とする。
- 2 要綱第4の1の「地区」の設定に当たっては、事業範囲を同じ用水系統又は同じ排水系統にある水利施設の受益範囲内、ブロックローテーションの取組範囲内、農業振興計画等の範囲内などとし、1地区あたりの事業費が200万円以上となるものとする。
- 3 要綱第4に定める申請については、次に定める事項により行うものとする。
  - (1) 要綱第4の1の「整備計画」の作成は、別記様式第1号により行うものとする。
  - (2) 要綱第4の2の「事業採択申請書」の提出は、別記様式第2号により行うものとする。
  - (3) 要綱第4の2の「農村振興局長が別に定める書面」については、以下のいずれかとする。
    - ア 農業者団体が再生協の構成員であることを証する書面の写し。
    - イ 農業者団体の名称が記載されている移行計画の写し。
    - ウ 農業者団体が第3の2に該当する場合、農業者団体が第3の2の(1)から(3)の協議会のいずれかの構成員であることを証する書面及び農業者団体が所属する協議会が平成23年度中に、再生協に統合される又は一体的な活動を行うことが確実な協議会であることを証する書面(再生協が要綱第4の2の採択申請以降に設置される場合にあつては、移行計画の写しを添えるものとする。)
  - (4) 要綱第4の3の「事業採択通知書」の交付は、別記様式第3号により行うものとする。

#### 第5 事業の実施

- 1 本事業の実施に当たっては、農地地図情報の利活用を図ること等により、本事業の効率的かつ効果的な推進に努めるものとする。
- 2 本事業により整備された暗渠排水のうち、市町村又は土地改良区等が所有するとともに、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条に規定する市町村地域防災計画等において、地域排水機能の発揮により湛水被害の発生防止を図ることが位置付けられているものを地域排水型暗渠排水と称する。

なお、地域排水型暗渠排水を市町村が所有する場合にあつては、行政財産として適切に管理することとする。

#### 第6 助成

要綱第6の助成の対象となる経費は、事業実施に係る経費のうち、次に該当するものとする。

- 1 工事費
- 2 測量設計費

- 3 用地費及補償費
- 4 船舶及機械器具費

別記様式第1号

整備計画

地区名		事業実施主体	関係都道府県 関係市町村	6法指定地域等
主要作物				
要綱第4の1に掲げる内容	(1)			※地域の主要な作物の作付け計画が明示された書面等があれば添付すること。
	(2)			※要綱第4の2の事業地区の設定に関する考え方を記載すること。
	(3)	【全体事業費：           千円（うち工事費：           千円）】		※工事費以外の内訳について具体的に記載すること。また、工事の詳細については以下の内訳欄に記載すること。
<(3)の内訳>				
要綱別表の 番号 (事業の種類)	工 事 内 容			工事費（千円）
				全体額

別記様式第2号

事業採択申請書

番 号  
年 月 日

農林水産省農村振興局長  
地方農政局長  
内閣府沖縄総合事務局長

殿

〇〇〇 印

下記の実施計画のとおり、平成〇〇年度に戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業を実施（変更）したいので、戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農振第2244号農林水産事務次官依命通知）第4の2に基づき、整備計画を添付して申請します。

記

実施計画

地区名	事業内容	事業費
		千円
		千円
	総事業費	千円

注) 事業実施主体が適当と認めた全ての地区について、一覧にして一度に申請してもよい。

別記様式第3号

事業採択通知書

番 号  
年 月 日

〇〇〇 殿

農林水産省農村振興局長  
地方農政局長  
内閣府沖縄総合事務局長 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった実施計画について採択したので通知する。ただし、要綱第6のとおり、事業費への助成については予算の範囲内で行うものとし、別途割当内示を通知するものとする。

記

実施計画

地区名	事業内容